

『児童医療』制度について

～児童医療証は、さくら色の証となります～

対象者 笠置町に在住の方で、
小学校卒業後最初の4月1日～満18歳になられる年の3月31日までの方
※ 医療証の年度切替はありません。

受けられる医療内容

<外来>

小学校卒業後最初の4月1日から、満18歳になられる年の3月31日（高校卒業）までの間、外来について、自己負担なしで医療を受けていただけます。

<入院>

中学校卒業後最初の4月1日から、満18歳になられる年の3月31日（高校卒業）までの間、入院について、自己負担なしで医療を受けていただけます。

*例外的に自己負担いただかないといけないもの

食事代、部屋代（ベッド代）、診断書代、書籍代などの保険適用の範囲外とされるものは、自己負担いただかなければなりません。

<お問い合わせ先>

笠置町役場 保健福祉課

児童医療担当

TEL：0743-95-2303

裏面もご覧ください →

医療機関等への年齢別 証持参一覧表

| | 0歳 ～ 満12歳になられる年の 3月31日まで | 小学校卒業後最初の4月1日 ～ 満15歳になられる年の 3月31日まで | 中学校卒業後最初の4月1日 ～ 満18歳になられる年の 3月31日まで |
|----|-----------------------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 入院 | 保険証 + 子育て支援医療証（白色） | 保険証 + 子育て支援医療証（白色） | 保険証 + 児童医療証（さくら色） |
| 外来 | 保険証 + 子育て支援医療証（白色） | 保険証 + 児童医療証（さくら色） | 保険証 + 児童医療証（さくら色） |

※「中学校卒業後最初の4月1日～満18歳になられる年の3月31日まで」の受給者証につきましては、中学校を卒業される時期に改めて申請の案内をさせていただきます。

償還払い申請方法

< 京都府内の病院等を受診された場合 >

令和6年4月診療分より、窓口負担なしで医療を受けていただけます。

ただし、保険適用の範囲外とされるものについては自己負担となります。

< 京都府外（奈良県など）の病院等を受診された場合 >

窓口にて、全額を立替払いしてください。

医療機関等受診後、領収書（医療点数の記載されているもの）・各受給者証・振込先が分かるもの（通帳など）をご持参のうえ、笠置町役場保健福祉課まで申請してください。

診療月の約2ヵ月後に、申請いただきました振込先に償還払いさせていただきます。

